

鹿屋市入札等による契約締結のための手続に関する規程の一部を改正する訓令

鹿屋市入札等による契約締結のための手続に関する規程（平成18年鹿屋市訓令第33号）の一部を次のように改正する。

第4条中「前2条」を「第3条第1項」に、「契約する場合、単価契約する場合等は、鹿屋市文書規程（平成18年鹿屋市訓令第11号）第22条に規定する起案（伺）書により、事務決裁規程に定める決裁を受けることができる」を「契約する場合は、執行伺書の作成を省略することができる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第3条第1項の規定にかかわらず、単価契約する場合、財務会計システムにより難しい場合等は、文書規程第22条第1項の規定による起案により、事務決裁規程に定める決裁を受けることができる。

第4条を第7条とする。

第3条の見出しを「（契約締結報告）」に改め、同条第1項中「前条第1項」を「前条」に、「次に掲げる書類を契約伺書（別記第3号様式）に添付し」を「契約締結報告決議書に次に掲げる書類を添付し」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 入札又は見積執行結果

第3条第2項を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（変更執行伺）

第6条 前条本文の規定により締結した契約の内容又は期間を変更しようとするときは、変更執行伺書に次に掲げる書類を添付し、第3条第1項の規定に準じて処理するものとする。

(1) 変更契約書の案

(2) その他必要な書類

第2条の見出しを「（執行伺）」に改め、同条第1項中「一般競争入札の公告をしようとするとき、指名競争入札に参加させようとする者の指名をしようとするとき、又は随意契約の方法により契約を締結するため見積書を徴しようとするときは、事前に入札等執行伺書（別記第1号様式）」を「一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により予算を執行しようとするときは、執行伺書」に改め、同条第2項中「入札等執行伺書」を「執行伺」に、「及び」を「又は」に改め、同条第3

項中「分離（分割）発注伺書（別記第2号様式）」を「文書規程第22条第1項の規定による起案」に、「決裁を受けた後、当該工事に属する分離又は分割された工事の請負契約に係る第1項の規定による」を「、事務決裁規程に定めるところにより」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（契約伺）

第4条 前条第1項の規定による決裁を受けた後に、一般競争入札の公告をしようとするとき、指名競争入札に参加させようとする者の指名をしようとするとき、又は随意契約の方法により契約を締結するため見積書を徴しようとするときは、事前に契約伺決裁書を作成し、事務決裁規程に定めるところにより決裁を受けるものとする。

第1条の次に次の1条を加える。

（手続の方法）

第2条 この規程に定める手続は、財務会計システム（電子計算機を使用して本市の財務会計に関する事務の処理を行うシステムをいう。以下同じ。）により行うことを原則とする。ただし、財務会計システムにより難しい場合は、この限りでない。

2 添付文書が紙である場合において、その全部又は一部を容易に電子文書（鹿屋市文書規程（平成18年鹿屋市訓令第11号。以下「文書規程」という。）第2条第1号に規定する電子文書をいう。）にすることができないときは、当該添付文書をそのまま回覧することができる。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。

附 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを利用することができる。